

横須賀港における台風等の大規模 風水害の行動計画

令和3年12月

**港湾BCPによる協働体制構築に関する
横須賀港連絡協議会**

策定、改訂等の履歴

版数	日付	事項	概要
1	令和 3 年 12 月 27 日	初版策定	・大規模台風等の襲来時における、緊急物資の早期受け入れ及び港湾物流継続のための事前事後の行動計画

目 次

■総則

I.	総則	1
(1)	行動計画策定の目的	1
(2)	実施体制	2
(3)	被災想定	3
(4)	本計画の対象	9
(5)	本計画の使い方	10
(6)	本計画の改訂方針	10

■事前行動編

II.	事前行動	11
(1)	横須賀港連絡協議会の開催	11
(2)	事前準備活動	11
(3)	被災の実例と考えられている対策案の共有	11
(4)	訓練計画	16
(5)	情報連絡、共有体制	16

■事後行動編

III.	緊急物資輸送活動に係る事後行動	19
(1)	「緊急物資輸送活動」の目的	19
(2)	行動計画の目標	20
(3)	行動計画の実施方針	20
(4)	基本対応パターン	21
(5)	主な関係者と役割	25

I . 総則

(1) 行動計画策定の目的

横須賀港では、物流の業務継続を目的に岸壁とヤードができるだけ高効率、高回転に使い、物流の業務継続を目指すとともに緊急物資輸送機能の確保を行う。

港湾活動は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられており、台風の襲来に伴い大規模な風水害が発生した場合、行政機関、民間事業者等さまざまなネットワークが途切れることにより港湾機能の麻痺が生じる可能性が高くなる。

横須賀港連絡協議会では、大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に緊急物資を受け入れることができるように災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に協議しているが、台風・高潮等の風水害においても、同様の協議が必要である。

本行動計画は、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために、共有しておくべき役割や行動を現段階での基本的な行動計画としてまとめたもので、今後もより実効性のある計画としていくために協議を行っていく。

なお、横須賀港連絡協議会では、各事業主体が事業継続できる状態であってはじめて災害時協定に基づく要請にも対応できるものと考えており、それぞれの行動計画策定についても推進、支援していく。

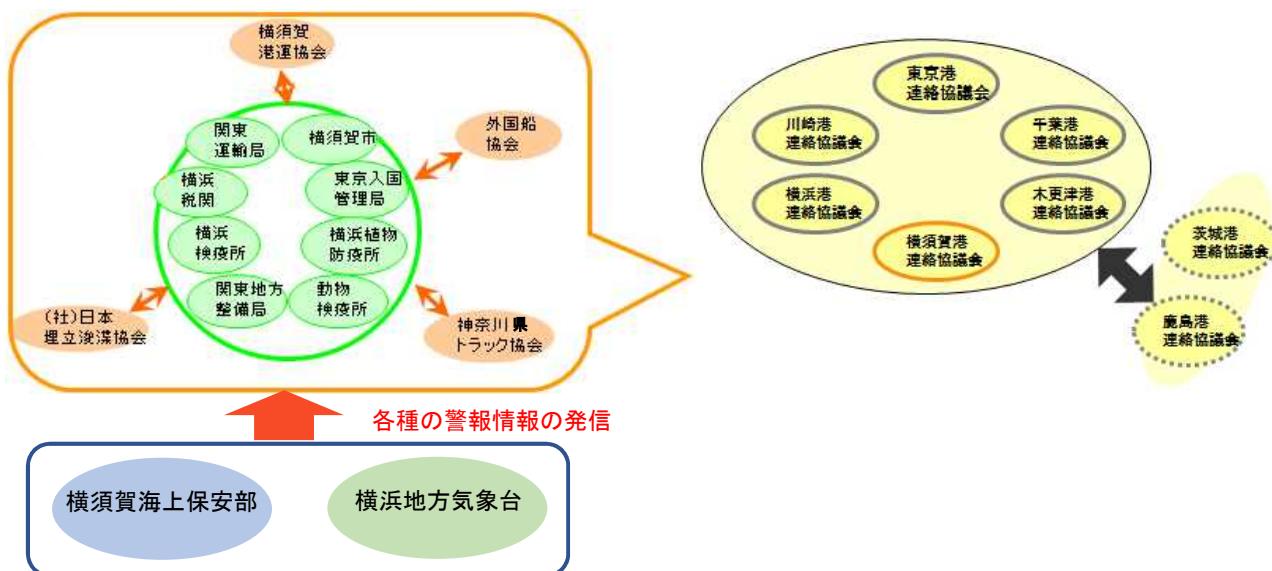
(2) 実施体制

横須賀港BCPの作成のみならず、事前対策や教育・訓練、さらにはP D C Aの手法による継続的な「見直し・改善」を行う恒久的組織として、官民の港湾関係者により「横須賀港BCP協議会」（以下、「協議会」と称する）を設置し、継続的に運営していく。

協議会の体制を以下の図に示す。

図 横須賀港連絡協議会体制図

関東港湾BCP協議会



◎ 協議会事務局

横須賀市みなと振興部港湾管理課（ふ頭管理事務所）

電話番号：046-874-9002 FAX番号：046-823-2691

関東地方整備局京浜港湾事務所企画調整課

電話番号：045-226-3765 FAX番号：045-226-3783
MAIL : pa.ktr-keihin-bcp@gxb.mlit.go.jp

(3) 被災想定

① 想定する台風等

中心気圧 : 910hPa (室戸台風級)
最大旋回風速半径 : 75km (伊勢湾台風級)
移動速度 : 73km/h (伊勢湾台風級)

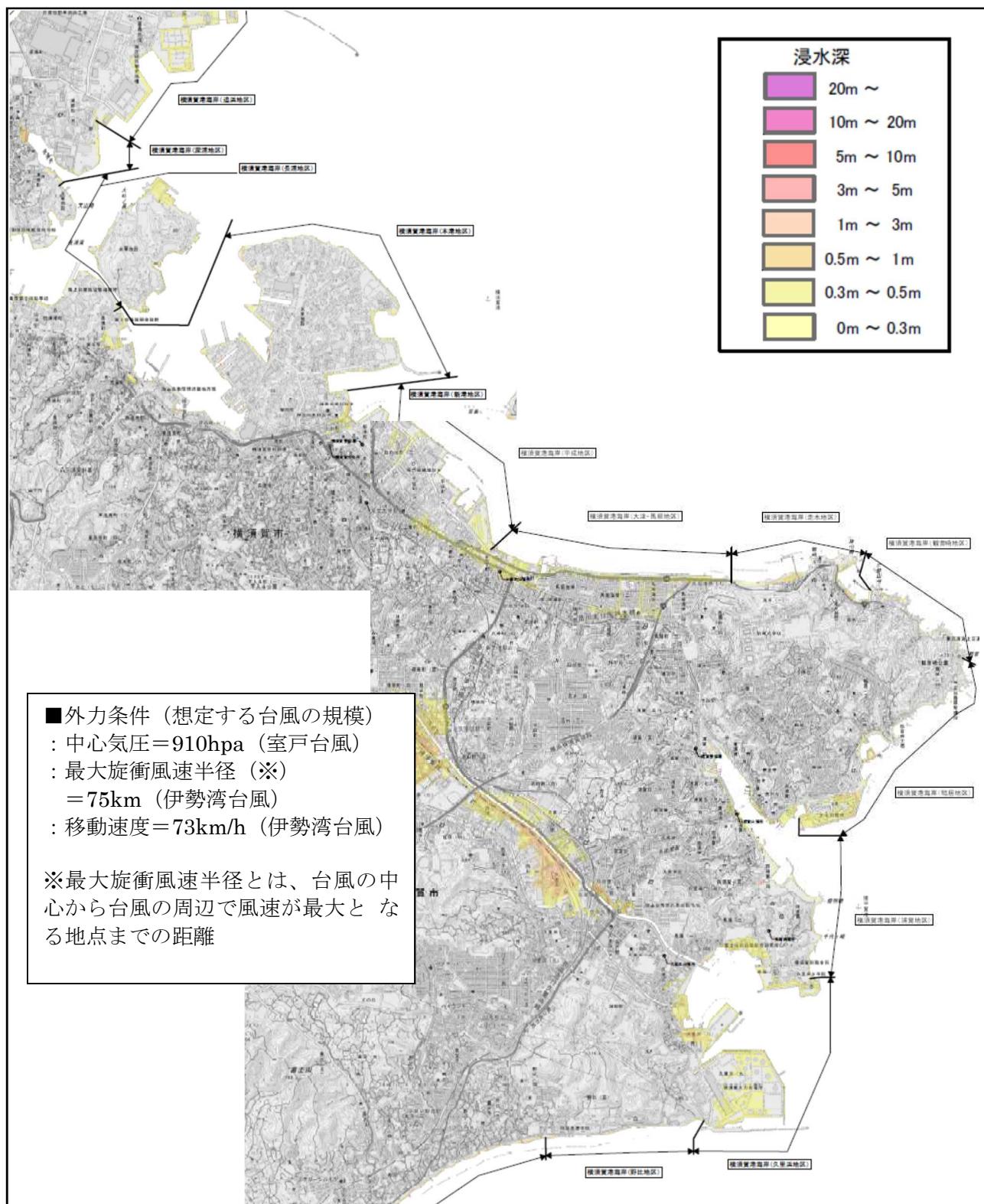
→台風等による暴風及び高潮・高潮災害に伴う被害の特徴は、以下のとおりであり、暴風・強風に伴う各種施設損壊や、高潮・高潮に伴う護岸等の損壊や広範囲な臨港地区内の浸水被害（及び火災や水域への流出等の2次災害）が発生し、物流機能の停滞及び機能不全が発生する。なお、以上の被害は大規模な台風の襲来によって引き起されることが大半であることから、台風の進路予想等を基に、事前に減災のための対応準備が可能である。

表 台風等の風水害による港湾施設被害の特徴

被害の要因	被害の内容
○暴風による被害	: 臨港地区内の各種建物の強風による倒壊や損壊 : 蔽置貨物の倒壊や散乱（及びフェンス等の倒壊への影響） : 避泊船舶の走锚による護岸等への乗り上げや防波堤等港湾施設の損壊及び小型船舶等の漂流・沈没
○高潮・高波による被害	: 岸壁、桟橋式及び護岸等の損壊 : 臨港地区内の各種建物やヤード及び臨港道路等の浸水 : 大型の荷役機器の浸水に伴う電源喪失 : 蔽置貨物の浸水に伴う価値損耗や流出・漂流又は沈下

② 浸水想定

図 横須賀港及びその直背後地の高潮浸水想定



出典：高潮浸水想定区域図 平成31年4月 神奈川県国土整備部より作成

・平成2号岸壁（耐震強化岸壁）付近拡大図



・久里浜1号岸壁（耐震強化岸壁）付近拡大図

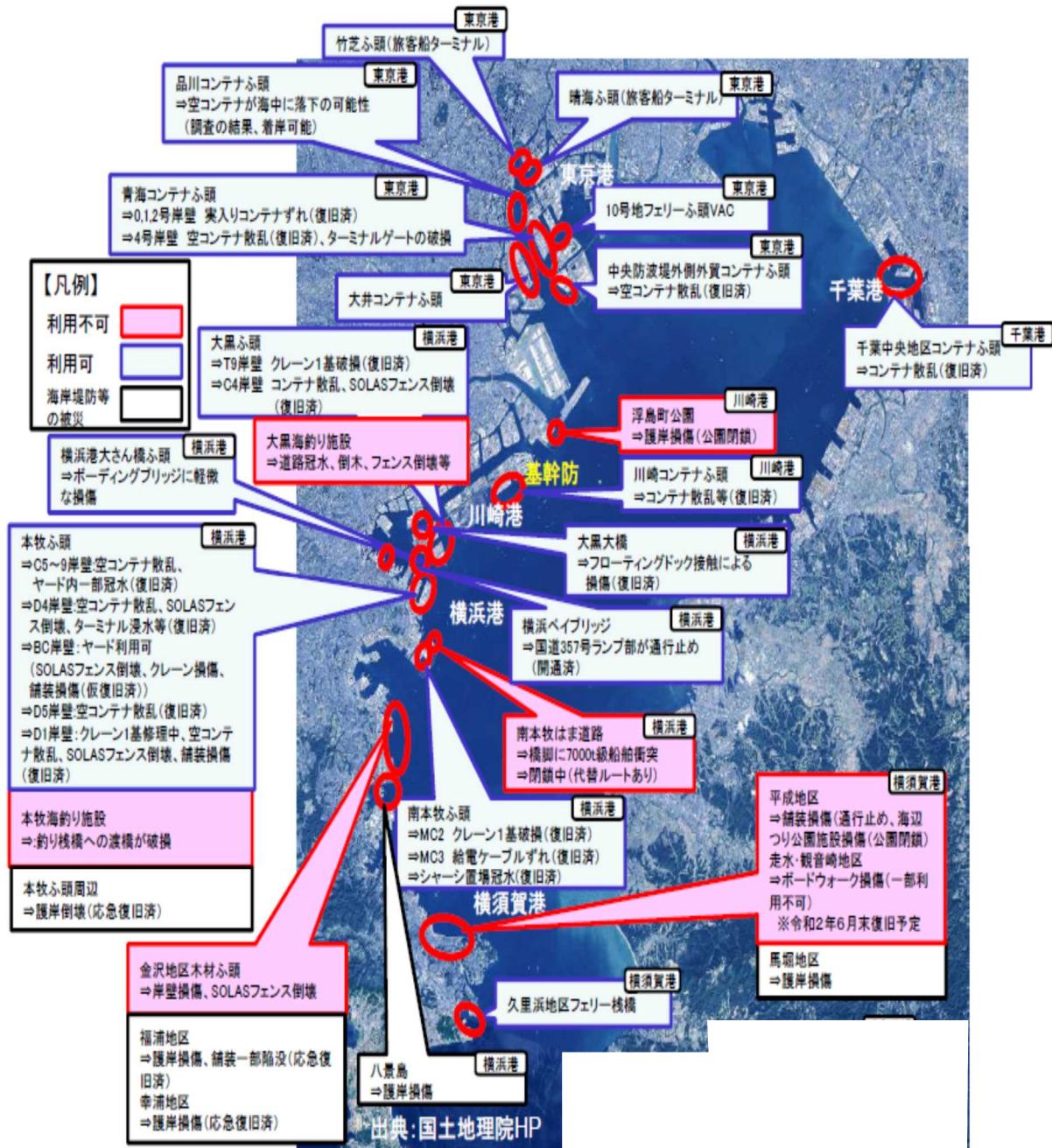


出典：高潮浸水想定区域図 平成31年4月 神奈川県国土整備部より作成

③ 被災想定

令和元年台風15号及び令和元年台風19号（東京湾内）、平成30年台風21号（阪神港）による実被害を被災想定とする。

図 R元年台風第15号時の東京湾の被災状況



出典：港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会 ハード施策検討WG・
ソフト施策検討WG合同会合より作成

図 R元年台風第19号時の横浜港及び東京湾内各港の被災状況



出典：港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会
ソフト施策検討WG合同会合より作成 ハード施策検討WG・

参考写真－港湾の被災状況

その1（施設損壊、浸水等）

護岸損壊



陸閘倒壊

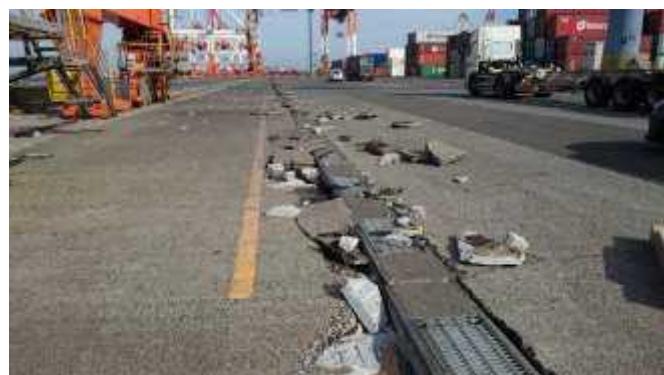


出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料

管理棟の損傷



グレーチングの全損



渡板の盛り上り



ふ頭内建物浸水



臨港道路浸水



出典：港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会 ハード施策検討WG・ソフト施策検討WG合同会合（第1回）資料

参考写真一 港湾の被災状況

その2（船舶等の漂流、走錨等）

船舶乗り上げ（防波堤損壊）



船舶乗り上げ（消波ブロック損壊）



プレジャーボートの護岸への打ち上げ



はしけの漂着・乗上げ



出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料

（4）本計画の対象

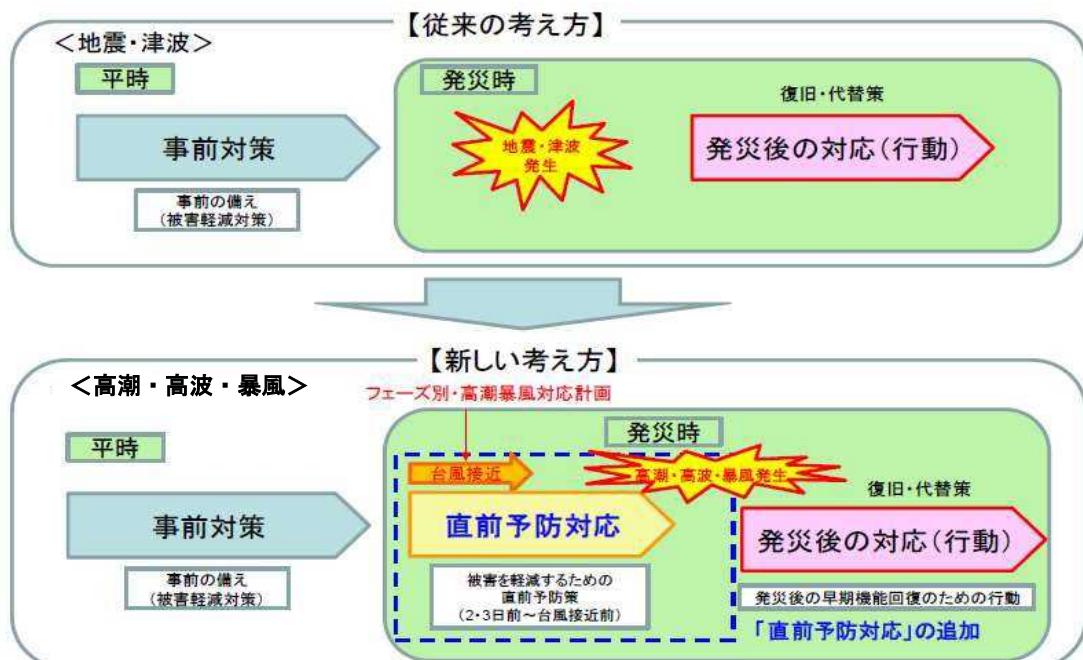
- ① 対象地域 → 横須賀港内
- ② 対象者 → 物流活動に関わる諸団体等の防災担当者、行政担当者
※緊急物資輸送は、背後地における大規模災害が発生すると想定される場合に検討対象とする
- ③ 対象期間 → 2～5日間前～物流活動が再開するまで

(5) 本計画の使い方

本計画の実施は、各主体の事業継続が前提となるので、各関係者は、本計画の重要な業務と目標時間を基に平常時から各団体や組織内の連絡体制や業務分担を決めて、災害時の事業継続に必要な準備、検討をお願いする。

なお、風水害への対応にあたっては、通常業務の中止を含む事前準備対策が必要となることから、各主体における事前準備活動の周知徹底を図るものとする。

図 港湾BCPにおける直前準備の必要性



資料「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」中間とりまとめ

(令和元年度 12月、国土交通省港湾局海岸・防災課) より作成

(6) 本計画の改訂方針

本計画は、協議会での検討や各種訓練を行い、その結果をもとに、内容の見直しを行い、より実践的なものにしていくものとする。

II. 事前行動

(1) 横須賀港連絡協議会の開催

本協議会の目的は、あらかじめ関係者の災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に確認しておき、大規模な台風接近時には各関係者が情報共有を行いながら、的確な対応を行うことができるようすることである。

(2) 事前準備活動

台風等の風水害被害は、進路や発達状況から事前に災害発生の恐れのあることを予見でき、事前の準備によって災害を最小限にすることが可能である。

各主体別に、台風接近の2～5日前から被害を最小化するための事前準備活動に取り組むものとする。

(3) 被災の実例と考えられている対策案の共有

台風等の被災対策としては、被害想定毎に事前の予防対策、減災対策及び事後の復旧対策について、「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）／平成31年3月／国土交通省港湾局」にソフト・ハードに分けた対策イメージが示されており、本計画においても、特にソフト対策について、関係者間でその対策イメージを共有するものとする。（次ページの参考表を参照）

参考表 エリア減災計画におけるソフト・ハード対策のとりまとめイメージ

対策区分	被害想定	対策内容		
		予防	減災	復旧
		平時に行う事前対策	台風等接近時に使う応急対策	被害が発生した場合に行う事後対策
浸水対策	電気設備の機能喪失 受変電設備等	・受変電設備の嵩上げ ・受電所に止水壁の設置 ・現場変電所に防水扉の設置	・電気室入口に土のうの設置 ・受電所入口に仮設止水板の設置	・非常用電源による給電 [非常用電源の調達]
	貨物・一般車両の流出、火災		・浸水を回避すべき貨物・車両の高台への移動	
	冠水による臨港道路通行不可	・排水ポンプの整備 ・道路の嵩上げ、止水壁の設置	・臨港道路等浸水が想定される場合の通行止め	
	浸水によるふ頭用地使用不可	・岸壁・ふ頭用地の嵩上げ		
暴風対策	貨物の飛散、車両の損傷	・暴風柵の設置		
停電対策	岸壁の機能停止	・岸壁の非常用電源の設置	・非常用電源のリース	・他岸壁へのシフト ・他港へのシフト
観測・情報共有体制の充実	避難の遅れ	・監視カメラの設置 ・電光掲示板の設置 ・潮位計等の更新・新設		

資料：港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）／平成31年3月／国土交通省港湾局より作成

表 主体別に必要となる事前対処行動（直前の対策）

	関東地方整備局	横須賀市	港湾運送業	倉庫業	トラック等 関連運送業	船社、代理店等	東洋信号通信社
対処行動 1 ・台風等の気象情報共有体制及び準備活動開始の発動基準の共有	・気象情報の横須賀市との共有 ・横須賀市への注意喚起	・気象情報収集 ・BCP協議会関係者等への注意喚起 ・非常態勢等への体制準備	・気象情報収集 ・事前準備活動のための体制準備	・気象情報収集 ・事前準備活動のための体制準備	・気象情報収集 ・事前準備活動のための体制準備	・気象情報収集 ・安全確保のための体制準備	・気象情報収集 ・事前準備活動のための体制準備
・京浜港台風対策協議会との事前の情報共有							
対処行動 2 ・蔵置貨物の倒壊・流出対策（固縛、段落とし、高所移動等）		・蔵置貨物等の倒壊・流出対策の案内	・蔵置貨物等の倒壊・流出対策等の安全確保策の実施	・蔵置貨物等の安全確保策の実施			
・荷役機器の固定、浸水対策、及び建屋の浸水・安全対策及び非常用発電対策							
対処行動 3 ・荷役機器の固定、浸水対策、及び建屋の浸水・安全対策及び非常用発電対策		・荷役機器や建屋の安全対策の案内	・各種荷役機器の安全対策実施や非発の準備	・倉庫施設及び各種荷役機器の浸水・安全対策の実施	・トラックや荷役機器等の安全対策の実施	・旅客船施設等の浸水対策等の安全対策の実施	
対処行動 4 ・船舶の避難行動等の対策及び案内体制	・保安部との情報共有 ・船舶の安全対策案内	・保安部との情報共有 ・船舶の安全対策案内	・船舶の安全対策に係る各種業務の調整			・台風上陸前の船舶の避難、錨泊 ・走錨対策（三管本部の指導に従う）	・保安部からの情報収集 ・船舶の安全対策に係る各種の情報発信
対処行動 5 ・関係者の安全確保		・港湾区域内関係者の安全確保や避難の案内	・自社社員の安全確保や避難準備 ・出入り関係業者への業務中止等の情報発信	・自社社員の安全確保や避難準備 ・出入り関係業者への業務中止等の情報発信	・自社社員の安全確保や避難準備 ・出入り関係業者への業務中止等の情報発信	・自社社員の安全確保や避難準備 ・出入り関係業者への業務中止等の情報発信	

フェーズ別高潮・暴風対応計画（関東地方整備局）

時間の 目安※1	フェーズ	防災情報※2	情報収集・共有	災害体制	事前対策等	港湾管理者への対応等
台風最接近の 2～5日前	フェーズ① 準備・実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ○台風進路予測発表 (台風の発生等) ○警報級の可能性の言及(気象庁) ○台風対策委員会(海上保安部) ○台風説明会(気象台) ○注意報[波浪]発表(気象台) 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象・海象情報 ○海上安全情報 ○波浪推算情報 (随時、上記行動を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾管理者との連絡体制構築 ○災害対応職員の確認 (夜間参集可否含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○直轄工事受注者へ注意喚起※5 ○直轄船舶の対策検討※5 	対策実施の注意喚起 ※4
台風最接近の 1日前(24h前)	フェーズ② 状況確認段階	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報[強風、高潮]発表(気象台) ○特別警報の可能性の言及(気象庁) ○第一警戒体制(港長等)※3 ○警報または特別警報[波浪]発表(気象台) 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部、注意・警戒体制発令 ○災害対応職員以外の職員への交通機関運休情報周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策状況の確認 (直轄工事現場・直轄船舶) ○みなとカメラ等の災害時使用機器の確認 ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾施設等の事前対策状況の報告依頼 ○ターミナル等関係者への注意喚起依頼
台風最接近の 半日前(12h前)	フェーズ③ 行動完了段階	<ul style="list-style-type: none"> ○第二警戒体制(港長等)※3 		<ul style="list-style-type: none"> ○リエゾン・TEC-FORCE職員の確認 ○被災が想定される場合の協定団体等への連絡体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の対策完了確認 ○直轄船舶の対策完了確認 ○本省(港湾局)へ水門・陸閘の閉鎖に関する状況報告① ○本省(港湾局)へ臨港道路等の通行規制に関する状況報告① 	<ul style="list-style-type: none"> ○水門・陸閘の閉鎖に関する報告依頼 ○各対策・避難等に関する報告依頼 ○港湾施設等の被災等の報告依頼(事前)
台風最接近の 6時間前	フェーズ③ 行動完了段階	<ul style="list-style-type: none"> ○警報または特別警報[暴風、高潮]発表(気象庁) 		<ul style="list-style-type: none"> ○浸水の恐れのある庁舎の災害対応職員の避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○本省(港湾局)へ水門・陸閘の閉鎖に関する状況報告② ○本省(港湾局)へ臨港道路等の通行規制に関する状況報告② 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前対策完了報告依頼 ○港湾活動に関する報告依頼 (岸壁運用や臨港道路等の通行規制等)
台風接近時 (高潮・暴風発生)			暴風が吹き始める前に事前防災行動を完了		<ul style="list-style-type: none"> ○みなとカメラ等による状況監視 	
台風通過後 (高潮・暴風収束)	事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ○第二、第一警戒体制解除(港長等) ※3 ○警報、注意報解除(気象台) 		<ul style="list-style-type: none"> ○リエゾン・TEC-FORCE職員の派遣 ○協定団体への出動要請※6 ○災害対策本部体制解除 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の確認(点検)・情報収集(★)※7 ○本省(港湾局)へ被災等の報告 ○被災施設等の応急措置対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○水門・陸閘の状況に関する報告依頼 ○港湾施設等の被災等の報告依頼 ○港湾活動に関する被害報告依頼 (岸壁運用や臨港道路等の通行規制等)

※1防災行動を開始する時間目安であり、強大な台風や夜間に警報級が予想されている場合などは適宜防災行動を繰り上げる(各種注意報・警報の発表や体制発令の時間目安を示すものではない)。

※2注意報・警報の発表等だけではなく、危険度を色分けした時系列や府県気象情報、作業に要する時間等も勘案し、各実施主体が適切に行動開始のタイミングを判断する。

※3港長からの警戒体制発令は、港則法に基づくものであり、発令時期は地域性を考慮して設定される為、港湾毎で違うタイミングになる事に留意する。

※4電源設備等への土のう・設置等の止水・防水対策、荷役機械等の固定措置、車両・移動式クレーン・貨物等の移動、旅客ターミナルの止水・防風対策、作業船・所有船舶の係留強化・避難、

非常用電源の稼働確認等(台風の規模や暴風・高潮等の事象に応じて対策が異なる場合があることに留意する)

※5仮設物の養生や固縛、建設機械の退避、作業船・所有船舶の係留強化(係船ロープの増設等)・避難等(台風の規模や暴風・高潮等の事象に応じて対策が異なる場合があることに留意する)

※6海上漂流物の航路啓開への対応など災害時協定にもとづく出動要請等

※7みなとカメラ使用、国有施設、直轄船舶、直轄工事現場、その他施設等を対象に確認(点検)・情報収集を行う。

注(★) 施設管理者(指定管理者)含む。

フェーズ別高潮・暴風対応計画（横須賀市）

時間の 目安※1	フェーズ	防災情報※2	情報収集・共有	災害体制	事前対策等	関係者への対応等
台風最接近の 2~5日前	フェーズ① 準備・実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ○台風進路予測発表（台風の発生等） ○警報級の可能性の言及（気象庁） ○台風対策委員会（海上保安部） ○台風説明会（気象台） ○注意報[波浪]発表（気象台） 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象・海象情報 ○台風進路予想 ○被害規模の想定 ○台風対策部会による関係者情報共有（海上保安部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応職員の確認（夜間参集可否含む） ○国との連絡体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課からの対策情報の取りまとめ ○工事受注者へ注意喚起※5 ○公園等施設の閉鎖準備検討（★） ○入出港・在港船情報収集（★） ○新規の船舶係留受け停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設等の事前対策実施の注意喚起※5 ○港湾施設等の事前対策実施の注意喚起※4
台風最接近の 1日前(24h前)	フェーズ② 状況確認段階	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報[強風、高潮]発表（気象台） ○特別警報の可能性の言及（気象庁） ○第一警戒体制（港長等）※3 ○警報または特別警報[波浪]発表（気象台） 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部、注意・警戒体制発令 ○国との連絡体制の構築 ○被災が想定される場合の協定団体等への連絡体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課対策状況・完了の取りまとめ ○工事受注者に対策状況の確認 ○災害対策用資機材（土嚢等）・復旧資機材の確認（★） ○公園等施設の閉鎖状況確認（★） ○工事受注者に対策完了確認 ○指定管理者等管理者による留意箇所の確認状況の把握 ○国（整備局）へ臨港道路等の通行規制に関する状況報告① ○海岸線のパトロール ○船舶避難の誘導 ○状況により荷役の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者・企業等関係者へ臨港道路等の通行規制の情報共有 ○指定管理施設等事前対策状況の報告依頼 ○指定管理者等管理者による留意箇所の確認状況の把握 ○港湾施設等事前対策の進捗状況等確認、共有 ○状況により陸閘等の各施設の閉鎖指示 ○状況により海岸保全施設等に注意看板設置 ○指定管理施設等事前対策状況の報告依頼
台風最接近の 半日前(12h前)		○第二警戒体制（港長等）※3	○第1次警戒態勢（海上保安部） 強風域目安			
台風最接近の 6時間前	フェーズ③ 行動完了段階	○警報または特別警報[暴風、高潮]発表（気象庁）	○第2次警戒態勢（海上保安部） 暴風域目安	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応体制の構築 ○浸水の恐れのある建物（府舎等）の災害対応職員の避難 ○国との連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課対策状況・完了の取りまとめ ○防潮堤等の監視・管理（巡回） ○監視管理 ○国（整備局）へ臨港道路等の通行規制に関する状況報告② 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者・企業等関係者へ臨港道路等の通行規制の情報共有 ○指定管理施設等の事前対策完了の報告依頼 ○指定管理施設等の状況報告依頼 ○事前対策の完了確認
台風接近時 (高潮・暴風発生)		○第二、第一警戒体制解除（港長等）※3	○被災状況の確認		暴風が吹き始める前に事前防災行動を完了	台風接近時は安全確保を優先し現場へ近づかないことを徹底
台風通過後 (高潮・暴風収束)	事後対応	○警報、注意報解除（気象台）		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部へ被災等の報告 ○災害対策本部体制解除 ○協定団体への出動要請※6 ○パトロール班の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課からの被災状況の確認（点検）・情報収集の取りまとめ ○被災状況の確認（点検）・情報収集（★）※7 ○国（整備局）へ被災等の報告 ○被災施設等の応急措置対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者・企業等関係者へ被災情報等の情報共有依頼

※は前頁の表に同じ

フェーズ別高潮・暴風対応計画（横須賀港の民間関係者）

時間の 目安※1	フェーズ	防災情報※2	情報収集・共有	災害体制	事前対策等	港湾管理者への報告等
台風最接近の 2~5日前	フェーズ① 準備・実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ○台風進路予測発表 (台風の発生等) ○警報級の可能性の言及(気象庁) ○台風対策委員会(海上保安部) ○台風説明会(気象台) ○注意報[波浪]発表(気象台) 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象海象情報 ○海上安全情報 ○波浪推算情報 <p>(隨時、上記行動を実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○横須賀市との連絡体制構築 ○災害対応職員の確認 (夜間参集可否含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報の収集 ○事前準備対策の検討 	
台風最接近の 1日前(24h前)	フェーズ② 状況確認段階	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報[強風、高潮]発表(気象台) ○特別警報の可能性の言及(気象庁) ○第一警戒体制(港長等)※3 ○警報または特別警報[波浪]発表 (気象台) ○第二警戒体制(港長等)※3 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の立ち上げ 災害対応職員以外の職員への 交通機関連休情報周知 ○関係機関・団体等との連絡体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策状況の確認 (発注工事現場・保有船舶) ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確認 	
台風最接近の 半日前(12h前)	フェーズ③ 行動完了段階	○警報または特別警報[暴風、高潮] 発表(気象庁)		<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部想定施設の災害対応 職員の避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○直前準備対策の完了確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○直前準備対策完了の横須賀市への報告
台風接近時 (高潮・暴風発生)			暴風が吹き始める前に事前防災行動を完了			
台風通過後 (高潮・暴風収束)	事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ○第二、第一警戒体制解除(港長等) ※3 ○警報、注意報解除(気象台) 		<ul style="list-style-type: none"> ○国、横須賀市の協定に基づく出動要請への対応 ○災害対策本部体制解除 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の確認(点検)・情報収集(★) ○横須賀市へ被災等の報告 ○被災施設等の応急措置対応 	

※は前々頁の表に同じ

(4) 訓練計画

定期的に訓練を実施し、関係者との連携体制の確認を行う。また、P D C Aサイクルの考えに基づき、訓練結果を行動計画に反映、修正を行う。

(5) 情報連絡、共有体制

●情報連絡網の構築

通常業務の関係を最大限活用し、情報連絡網を構築する。

情報連絡網としての連絡体制表については、当面は、内容に変更が生じたら事務局に連絡を行い、その都度更新を行うものとする。

横須賀海上保安部及び横浜地方気象台の各警戒態勢や警戒情報等の情報収集体制を確保する。

●情報共有体制

災害時には、下記サイトにて、情報を集約・発表する。なお、被災でインターネットが閲覧できない場合に備え、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所にてホームページの内容を掲示する。

①被災情報が集約・発表されるホームページ (*平時からブックマークの上、確認をお願いします)

: 港湾等インフラ全般に関する災害情報

<http://www.mlit.go.jp/>

: 道路の被災情報

<http://www.jartic.or.jp/>



○宮城県北部地震（H15）の時の発表例（抜粋）

・ 港湾 :

都道府県名	管理者名	港湾名	地区名	施設名	被害状況等	施設使用の可否	定期航路等への影響	
宮城県	宮城県	石巻港	雲雀野	岸壁(-13m)	岸壁背後のエプロンに一部段差	可	無	
			大曲	物揚場 (-2m)	L=30m,W=5m(7cm工ブロック沈下)	可	無	
			釜	臨港道路	L= 1.0m(側溝付近の噴砂)	可	無	
			上記以外各港各施設異常なし(最終確認済)				可	無
福島県	福島県		各港湾各施設異常なし(最終確認済)				可	無

・ 道路 :

県名	路線名	箇所	被害状況	延長	発生日時(規制日時)		備考
					日	時	
宮城県	(主)石巻鹿島台大衝線	矢本町大塙三ツ谷	路面亀裂	0.05km	7/26	4:00	全面通行止め→7/27 20:00片側交互通行
宮城県	(主)奥松島松島公園線	松島町手樽	路面隆起	0.005km	7/26	8:00	片側交互通行→7/27 16:00解除
宮城県	(一)大島波板線	気仙沼市小同汐	法面崩落	1.5km	7/26	7:30	全面通行止め→7/28 16:30解除
宮城県	(一)涌谷田尻線	涌谷町下町	路面段差	0.03km	7/26	10:00	片側交互通行→7/27 18:45解除

《横須賀港連絡協議会の連絡網》

組織名	連絡体制表〔連絡順位〕		
	1位	2位	3位
関係団体	横須賀港運協会		
	(一社)神奈川県トラック協会		
	横須賀市東部漁業協同組合		
	東京汽船（株）		
	(一社)日本埋立浚渫協会		
行政機関	国土交通省関東運輸局		
	国土交通省 関東地方整備局横浜国道事務所		
	横須賀市市民部		
事務局	横須賀市みなと振興部 港湾管理課ふ頭管理事務所		
	国土交通省 関東地方整備局京浜港湾事務所		

緊急物資輸送活動に係る

事後行動

III. 緊急物資輸送活動に係る事後行動

(1) 「緊急物資輸送活動」の目的

- ・ **首都圏への台風直撃による風水害発生時には、国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行なうことが港湾に求められる。**
 - ：大規模災害発生時の被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、以降は外部から大量輸送する必要があり、物資供給が途絶えると被災者の生活維持が困難になる。
 - ：大規模災害発生時においては、被災地に対して、道路、海上、空路のすべてを使った緊急支援物資の供給が想定されている。
 - ：海上からの緊急物資輸送の実施、支援については、耐震強化岸壁を最大限に活用した海上からの緊急物資輸送の実施が求められる。
- ・ **早期に海から被災地への物資輸送ルートを確保することが必要で、そのためには耐震強化岸壁（長浦 [計画]、平成、久里浜）を最優先で復旧することが必要である。**
 - ：まず、耐震強化岸壁を最優先で点検・復旧し、物資中継拠点機能を確保。あわせて、港内の航路啓開により、海上輸送ルートを確立。
 - ：緊急物資輸送の第1船の到着時刻に合わせ、荷卸し・荷捌きに必要な最小限の部分、アクセス道路等を復旧し、以降、順次利用可能部分を拡大する。
- ・ **耐震強化岸壁（長浦 [計画]、平成、久里浜）での物資中継機能を最短時間で確立し、耐震強化岸壁を効率的に稼動させることが必要である。**
 - ：最小限の部分の復旧タイミングに合わせ、緊急輸送物資の船卸、拠点への輸送、拠点内での荷捌き、保管・管理のオペレーション実施体制を確立する。
- ・ **上記を実現するために、復旧、運用での整合のとれた、かつ官民が連携した行動計画を策定する。**
 - ：緊急物資輸送には多くの関係機関、組織、企業が介在しており、各者相互の調和のとれた行動計画を各々が取組み、広域協働体制を構築し、緊急物資輸送の最適化を実現する。

(2) 行動計画の目標

- ・3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を台風通過後24～72時間以内に構築する。

(3) 行動計画の実施方針

●耐震強化岸壁の復旧

- ・耐震強化岸壁を段階的に応急復旧する。

- ①台風通過後24時間以内に航路、耐震強化岸壁、アクセス路の被災状況を把握し、被災のない耐震強化岸壁を供用し、最低限の緊急輸送基盤を確保する。
- ②台風通過後48～72時間以内に耐震強化岸壁の緊急復旧、航路、臨港道路の啓開を行い、供用を開始する。
- ③耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に実施する。

●緊急物資輸送船舶の着岸

- ・緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援（タグ、船舶通信）を行う。

- ①災害時には、行政の通信網を活用した発地からの連絡、湾口部でのポートラジオへの連絡などを行いつつ、バース調整を行う。
- ②緊急物資輸送船の位置情報、予定情報等船舶動静情報を把握するとともに、関係者と協力して湾内での航行管制・支援体制を構築する。
- ③また、24時間体制に対応した、タグ等ポートサービス関連業務を実施するため、関係者間の協力体制を構築する

- ・着岸を可能にする湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。

- ①耐震強化岸壁の船舶着岸には、航路の啓開が不可欠であり、早急に耐震強化岸壁に至る航路について、点検・啓開を行う。

●耐震強化岸壁の運用

- ・積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。

- ①積出港側から船種、出発時刻、到着予定時刻、荷役機械の有無、積荷明細、ハッチリストを耐震強化岸壁へ送る。
- ②耐震強化岸壁では積出港からの情報をもとに、荷役の準備に入る。

- ・耐震強化岸壁の荷役オペレーションを確立する。

- ①積出港からの情報を基に、船卸、検数等の荷物の受渡し手続きを行う。
- ②耐震強化岸壁等で、一時保管、仕分、搬出を行う。
- ③耐震強化岸壁からトラック、内航船、はしけ等を使って搬出を行う。

(4) 基本対応パターン

台風直撃による風水害発生時の緊急物資輸送活動について、各関係者の業務と時間目標を基本対応パターンとして提示した。

基本対応パターンの整理に際しては、横須賀市地域防災計画、関東地方整備局業務継続計画にある対処行動、時間軸をベースとして事務局で想定した各関係者の役割を反映した目標を示す。

■緊急物資輸送活動に関する基本対応パターン

① 横須賀港での緊急物資輸送活動での重要業務と目標（風水害の場合）

達成業務	◇被災情報収集	◇施設点検、在港船避難等	◇復旧計画	◇機能回復	◇ヤードの本格復旧
横須賀港連絡協議会	＊事前検討に従い対応。必要に応じ参集。				
横須賀市	■参集状況に応じて体制を確保 ■被災情報収集 ：対象ふ頭の岸壁、ヤード、保安施設等の被災状況を点検、情報収集整理後、横須賀港連絡協議会に報告			■早期に利用可能なヤードの機能回復 ：ヤード及び保安施設の応急復旧を行う	■横須賀港全体での本格復旧
関東地方整備局	■参集状況に応じて体制を確保 ■被害情報等の把握（2-3時間以内） ：監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災ヘリ情報を収集	■日本埋立浚渫協会への協力要請 ：応急復旧活動への応援協力を要請（要員、資機材の確保要請） ■岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 ：岸壁、航路・泊地、臨港道路、開発保全航路の緊急点検を速やかに実施 ■岸壁背後道路の被災状況把握 ：各岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について、情報収集 ■緊急物資輸送活動の為の情報収集発信 ：早期活動を図る為、緊急物資輸送活動を行う関係者間の情報の集約・提供等を行う		■早期に利用可能な直轄岸壁の応急復旧 ：早期利用可能な岸壁の全面供用を実施 ■臨港道路の機能確保 ：早期利用岸壁に接続する臨港道路の通行機能確保対策を港湾管理者と連携し実施。	
関東運輸局	■参集状況に応じて体制を確保 ■被害情報等の把握 ：被災状況映像(整備局共有)、気象台からの気象海象情報、マスコミ情報等の把握 ■連絡手段の確保 ：関係機関、関係事業者との連絡手段確保(衛星携帯)	■被災事業者等に対する支援の提供 ：被災地の事業者に対し、許認可等制度の弾力的運用を検討する。 ■関係機関への情報提供 ：収集した事業者の被災状況等を整理し情報提供			
CIQ	■参集状況に応じて体制を確保		■税関、入管、検疫業務の再開 ：輸出入貨物のC I Q業務再開準備を行う		
関係団体	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保	■要員の調達 ：横須賀市の要請に応じ、荷役機械、要員を調達、活動体制を整える	■荷役機械の調達、業務開始 ：海上輸送基地での荷役を開始		
(一社)神奈川県トラック協会	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保	■トラック、要員の調達 ：横須賀市の要請に応じ、トラック等、要員を調達、活動体制を整える	■トラック輸送開始 ：海上輸送基地から各地区の輸送基地及び避難所へのトラック輸送を開始		
横須賀市東部漁協協同組合	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保		■海上輸送基地の応急復旧、確保 ：横須賀市の要請に応じ、船舶、要員を調達、活動体制を整える (横須賀市より輸送協力要請) 体制が整い次第、海上輸送開始		
東京汽船(株)	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保		■海上輸送基地の応急復旧、確保 ：横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える (横須賀市より輸送協力要請) 体制が整い次第、海上輸送開始		
日本埋立浚渫協会関東支部	■参集 ：参集状況に応じて体制を確保 ■要員/資機材等の調達、出動 ：関東地方整備局との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員等を調達、出動		■耐震強化岸壁等の緊急復旧 ：関東地方整備局との協定に基づき、緊急物資輸送用耐震強化岸壁(国有)等の緊急復旧作業を実施する		
関連インフラ状況 ◇横須賀市 ■関東地整港湾空港部 □関東地整道路部		■基幹的広域防災拠点の機能回復 □特に重要な緊急輸送道路の応急復旧 (上記1日以内)		◇緊急輸送路の啓開完了 □緊急輸送路の応急復旧 (上記3日以内)	

②重要業務の内容

○「参集・体制設置」段階

・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀市	○参集 ・台風接近に伴い事前に所定の体制を確保する。	台風接近直前から順次参集
関東地方備局 関東運輸局 C I Q	○参集 ・台風接近に伴い事前に所定の体制を確保する。	台風接近直前から順次参集
各関係者	○参集 ・台風接近に伴い事前に所定の体制を確保する。 ・参集後直ちに、連絡体制を確保する。	台風接近直前から順次参集

○「点検・応急復旧等の情報収集」段階

・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容
横須賀市	○被害情報の収集・報告 ・海上輸送基地となる2地区の岸壁、荷捌地の被災状況を直接点検する。 ・上記岸壁の前面水域、港内航路の障害物の有無を点検する。 ○在港船舶の避難 ・横須賀港長と調整し、各種連絡、情報提供を行った上で、適切に避難させる。 ○海面の障害物の収集、一時係留 ・港務艇等を出動、処理する。大型の漂流物等については、協力会社等にタグボートの出動を要請する。必要に応じ、関東地方整備局の協力を要請する。 ○海上輸送基地の応急復旧 ・関東地方整備局と協力の上、横須賀港運協会に出動を要請する。被害状況、輸送船舶等の情報を把握し、岸壁、荷捌地、上屋を確保する。

・主体別的重要業務の内容（続き）

関係主体	重要業務の内容
関東地方整備局	○情報等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災ヘリ情報を収集する。
	○日本埋立浚渫協会への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧活動への応援協力を要請する（要員、資機材の確保要請）。
	○岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁、航路・泊地、臨港道路、開発保全航路について、被災後速やかに緊急点検実施する。
	○岸壁背後道路の被災状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について、情報収集する。
	○国際物流確保の為の情報収集発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ふ頭の早期利用再開を図るため、国際物流活動を行う関係者間の情報の集約・提供等を行う。
	○港湾管理者の復旧支援 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者からの支援要請に対し、極力応じるよう支援調整を図る。
	○復旧計画立案、調整 <ul style="list-style-type: none"> ・被害概要、応急復旧状況、応援要請内容、確保した資機材等を基に、港内の岸壁の復旧優先順位を含めた復旧計画を立案する。
	○各ふ頭直貸岸壁の応急復旧
	○ヤードの本格復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤードについて、本格復旧を開始するとともに、本格供用を開始する。
	○関係事業者等からの情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・被災後、関係事業者等と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集し、相互に連絡する。
日本埋立浚渫協会関東支部	○要員/資機材等の調達、出動 <ul style="list-style-type: none"> ・関東地方整備局との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員等を調達、出動する。

○「緊急物資輸送活動実施」段階

・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀市	○海上輸送基地の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送基地を確保する。 	48 時間以内
各民間関係者	○関係者毎の緊急物資輸送活動の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送基地での荷役及びはしけ等による海上輸送を開始する。 ・海上輸送基地から輸送基地（及び避難所）へのトラック輸送を開始する。 ・海上輸送基地の近傍で、緊急物資の一時保管を開始する。 	48 時間以内

(5) 主な関係者と役割

公共機関及び協定団体等と主な役割は以下の通り。

表 公共機関及び協定団体等と役割

区分	主体	役割	根拠
横須賀市	災害対策本部 その他部局	被害情報、支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整緊急物資の受入れ、配分海上輸送路の確保、緊急物資の受入れ及び輸送	横須賀市地域防災計画
国	関東運輸局	緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整	関東運輸局業務継続計画
	関東地方整備局 横浜国道事務所	施設点検、施設の使用可否判断・公表、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用	関東地方整備局業務継続計画
	関東地方整備局 京浜港湾事務所	施設点検、施設の使用可否判断、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、臨港道路・航路の啓開、自治体の支援	京浜港湾事務所業務継続計画
民間	横須賀港運協会	緊急物資荷役、埠頭内道路啓開、緊急物資のはしけ輸送・トラック輸送	
	(一社)神奈川県 トラック協会	自動車輸送の協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注 1)
	横須賀市東部漁業協同組合	海上輸送の協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注 1)
	東京汽船	海上輸送の協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注 1)
	(社)日本埋立浚渫協会関東支部		災害時の応急対策業務に関する協定(注 2)

注1：横須賀市との協定　注2：関東地方整備局との協定

図 体制図

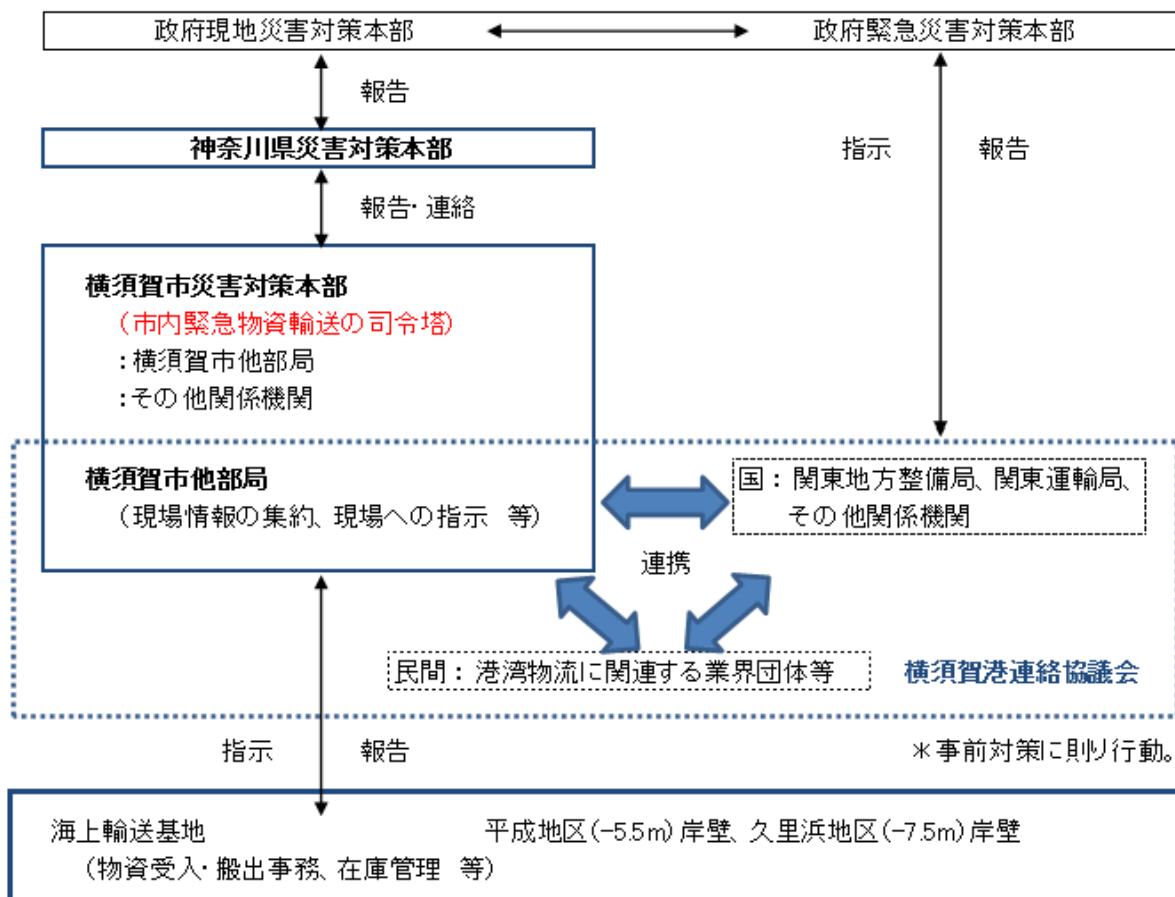


図 緊急物資受入拠点と輸送道路



出典：『地域防災計画・国民保護計画 資料編』から抜粋